

南三陸町移転促進団地の一般公募に関する

随時募集要項

1 趣旨

移転促進団地に整備した住宅用地については、被災された方々の意向などを踏まえ、これまで19地区で827区画を整備しましたが、移転希望者の意向の変化等によって、空き区画が生じている状況です。

そこで、町では被災者以外の方々にも対象を拡大し、これらの空き区画についてこれまで4回、公募を行いました。下記に示す団地において空き区画が解消されていないことから、随時募集（先着順）を行うこととしました。

この募集要項は、随時募集に関する申込み受付や宅地の決定方法などについて定めたものです。

2 募集の対象となる住宅用地

(R8.10.1 現在)

地区名	区画数	価格（1宅地当たり）	
		売渡額（円）	賃借料（円／年）
田の浦団地	1	1,970,000	79,000
馬場・中山生活センター西団地	1	2,070,000	83,000
清水団地	7	2,790,000～2,850,000	112,000～114,000
志津川東団地西工区	1	6,720,000	269,000
戸倉団地	17	3,170,000～3,400,000	127,000～136,000
長清水団地	1	1,660,000	67,000
合 計	28		

(注) (1) 価格の見直しを行う団地もあり、結果によっては価格が変動する可能性があります。

(2) 各住宅用地の詳細は、6ページ以降のページに掲載しております。

(3) 町内の移転促進区域内で被災された方（再建済みの世帯は除きます）の賃借料（円／月）は、上記の表とは異なります。詳細は企画課 財産管理係（0226-46-1371）にお問い合わせください。

3 応募条件

(1) 自ら居住する目的で戸建住宅を建設する計画のある方。（法人を含まない）

＊用地の契約締結の日から3年以内に建設に着手。

＊貸付・売払決定してから30日以内に契約。

(2) 各団地および周辺の地域活動を理解し、参加できる方。

* 複数の区画に応募することはできません。

* 戸建住宅建設用地を求める方を対象とした募集ですので、アパート・寄宿舍等の集合住宅、倉庫、駐車場、作業場等の建築を目的とする応募はできません。

4 申込み資格

次に掲げる条件を満たしている必要があります。

- (1) 不動産の売買又は、賃貸に係る契約を結ぶ能力について、法令上の制限を受けていない者。
- (2) 破産者でない者。
- (3) 税金を滞納していない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目に該当しない者。

5 申込み方法

- (1) 申込み先 〒986-0725

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

南三陸町役場企画課 財産管理係（本庁舎2階）

電話番号 0226-46-1371

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※平日のみの受付となります。

- (2) 提出書類 ① 普通財産譲渡申請書または普通財産貸付申請書

（企画課窓口または町HPで配布）

② 印鑑（認印で可。浸透印は不可。）

③ り災証明書（再建されていない方で、半壊以上のものをお持ちの方のみ）

④ 申込み者の「住民票抄本」

⑤ 「滞納がないことの証明書」（住居予定者全員分）

※住民登録をしている市町村から、令和3年度分から令和7年度分まで（5年度分）の市町村税（普通税）の完納証明書等を取得してください。

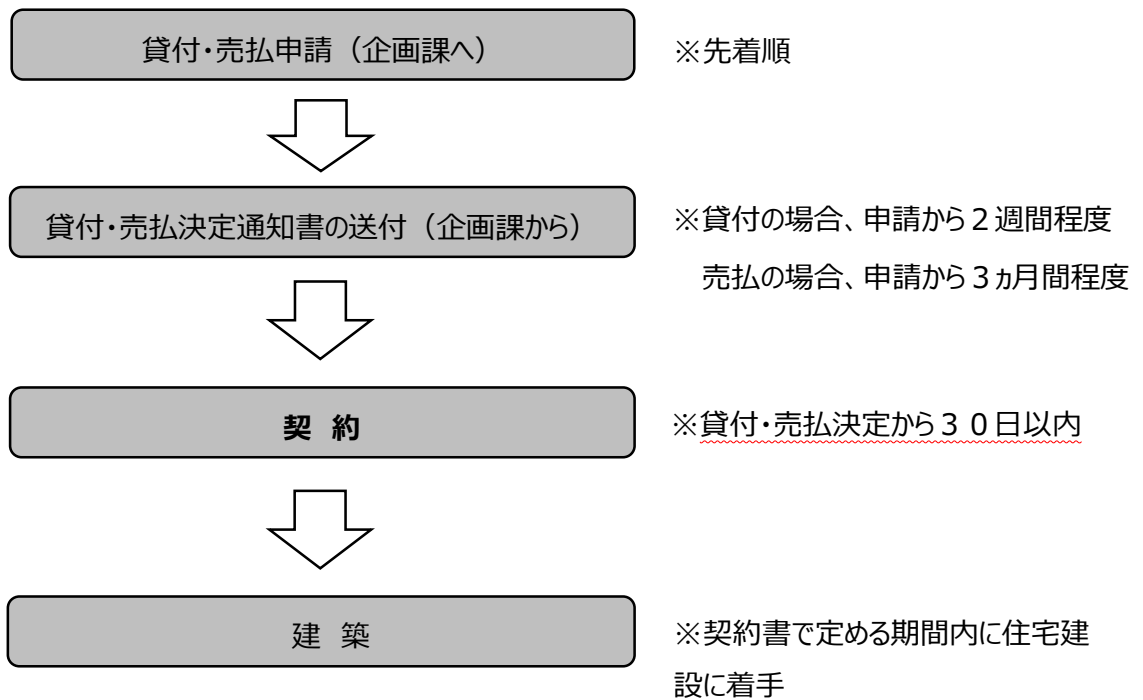
- (3) 提出方法 企画課に直接持参されるか、又は、郵送により提出してください。

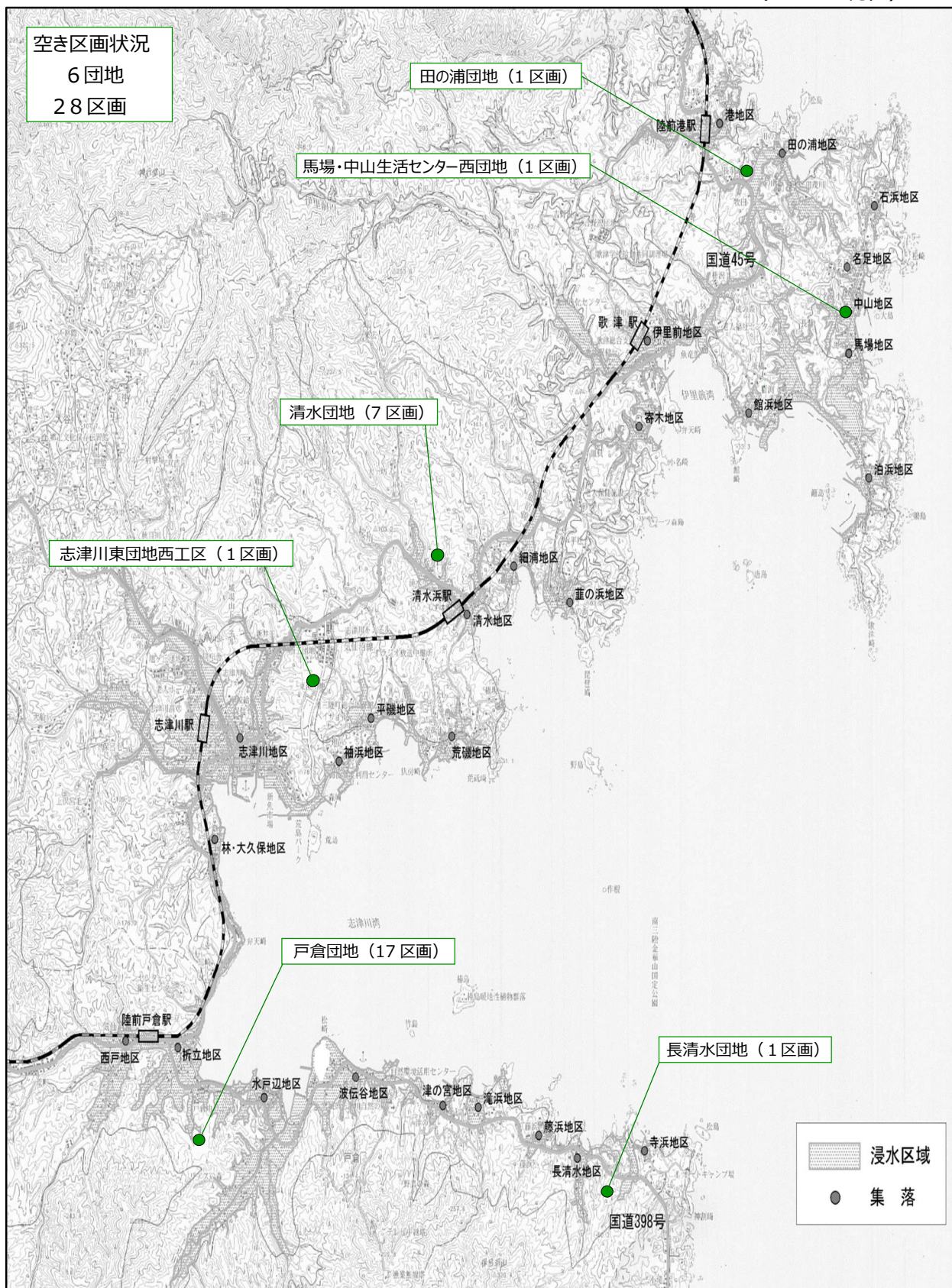
※随時募集のため先着順となりますので、空き区画を確認の上申請してください。

6 その他

- (1) 各団地には、まちづくりルールが定められています。その詳細については企画課 財産管理係（02 26－46－1371）にお問い合わせください。また住宅建設にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関連法令及び関連条例を順守する必要がありますので、必要に応じ、事前に関係機関に確認してください。
- (2) 住宅用地は現状での引き渡しとなります。現地及び周辺環境の状況は、必ず申込者ご自身で確認してください。
- (3) 住宅用地の地耐力調査結果については、契約締結時にお渡ししますが、住宅を建設する際に地盤改良工事が必要となった場合の費用は、個人負担となります。
- (4) 各種供給処理施設（ガス・水道・電話等）の利用にあたっては、各供給機関と十分に協議を行ってください。なお、利用にあたっての必要な工事等については、個人で行ってください。
- (5) 土地の転売は禁止です。
- (6) 契約書に定める期間内に住宅建設に着手しない場合、契約を解除する場合があります。

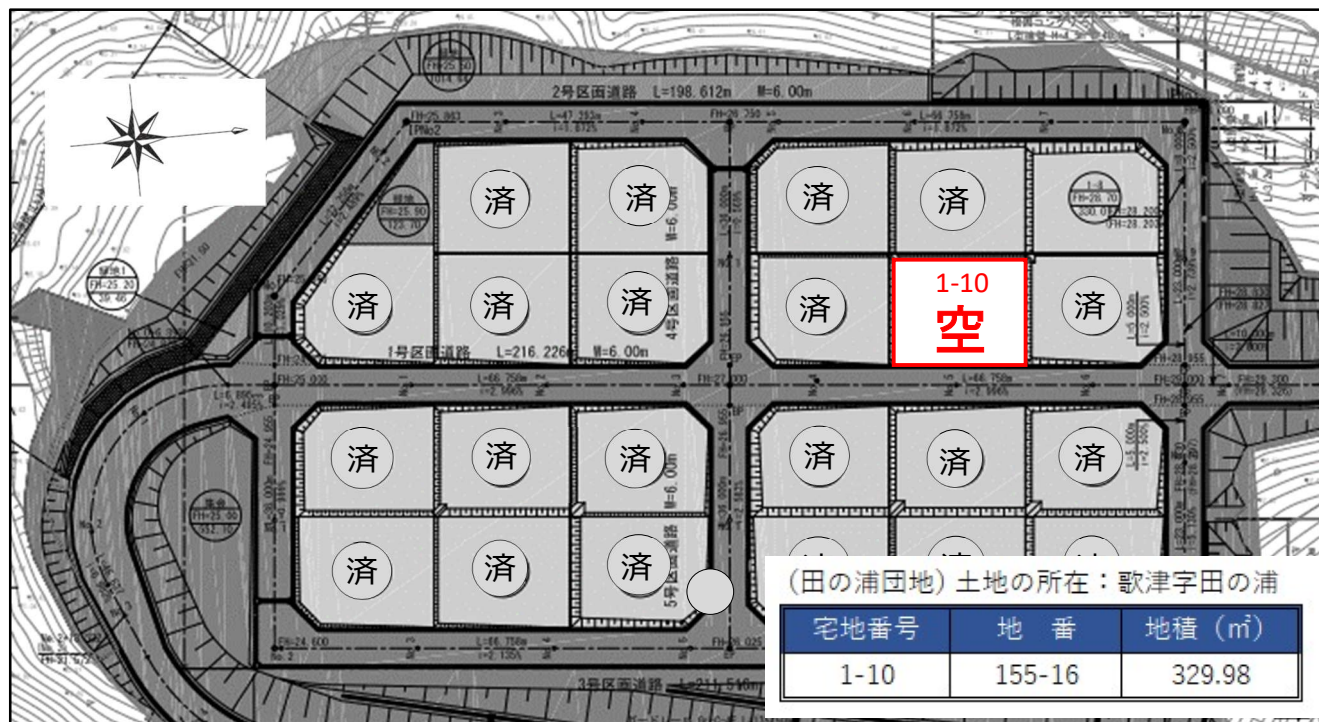
7 申請から住宅建築までの流れ





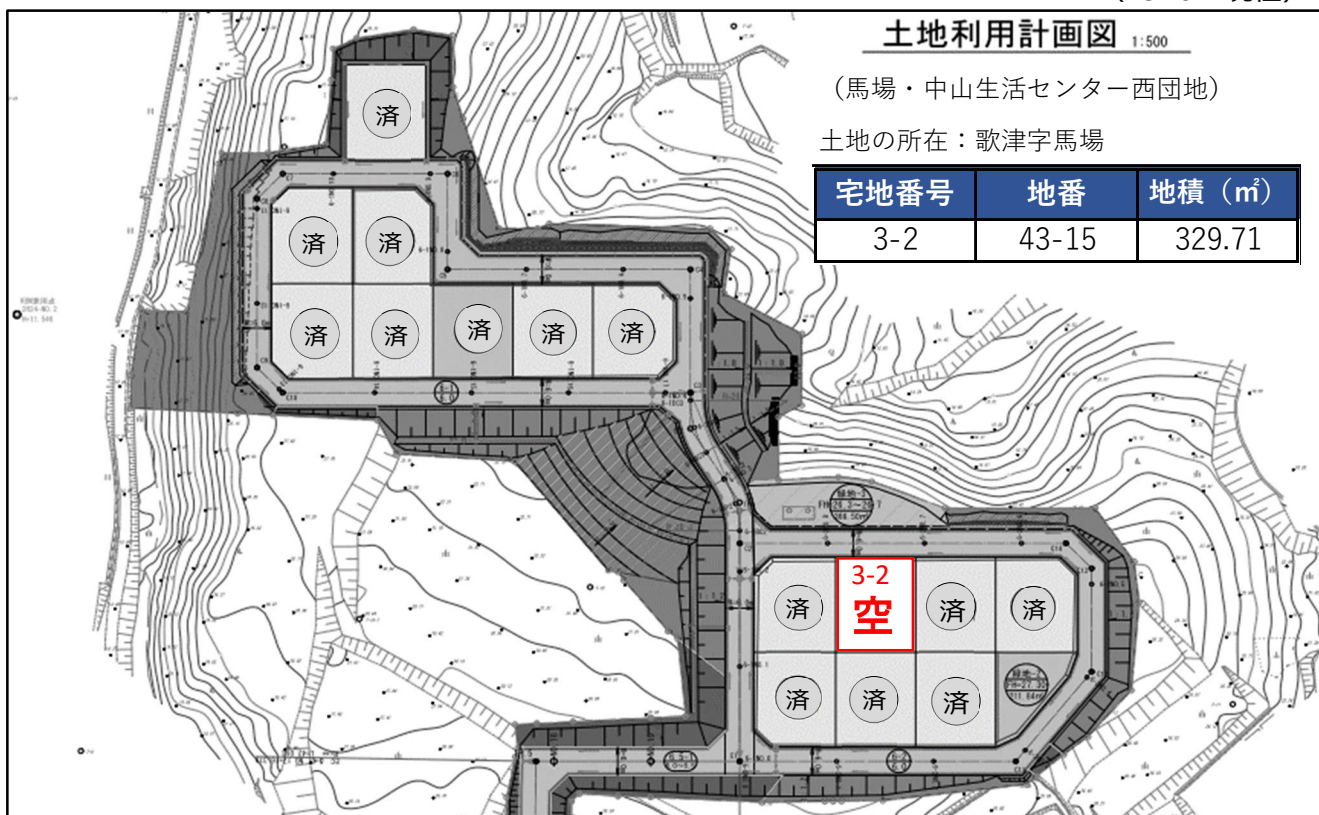
田の浦団地

(R8.10.1 現在)



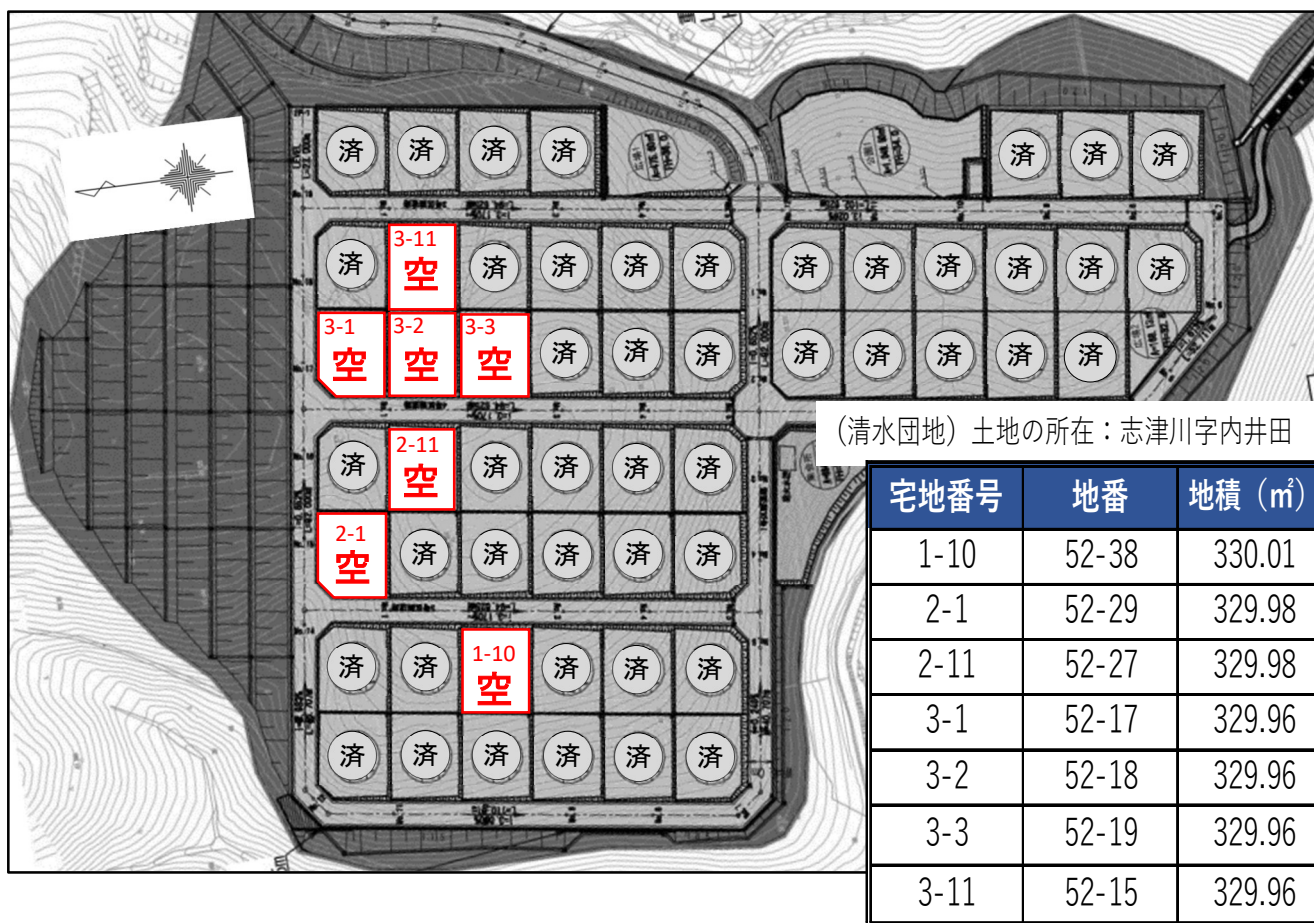
馬場・中山生活センター西団地

(R8.10.1 現在)



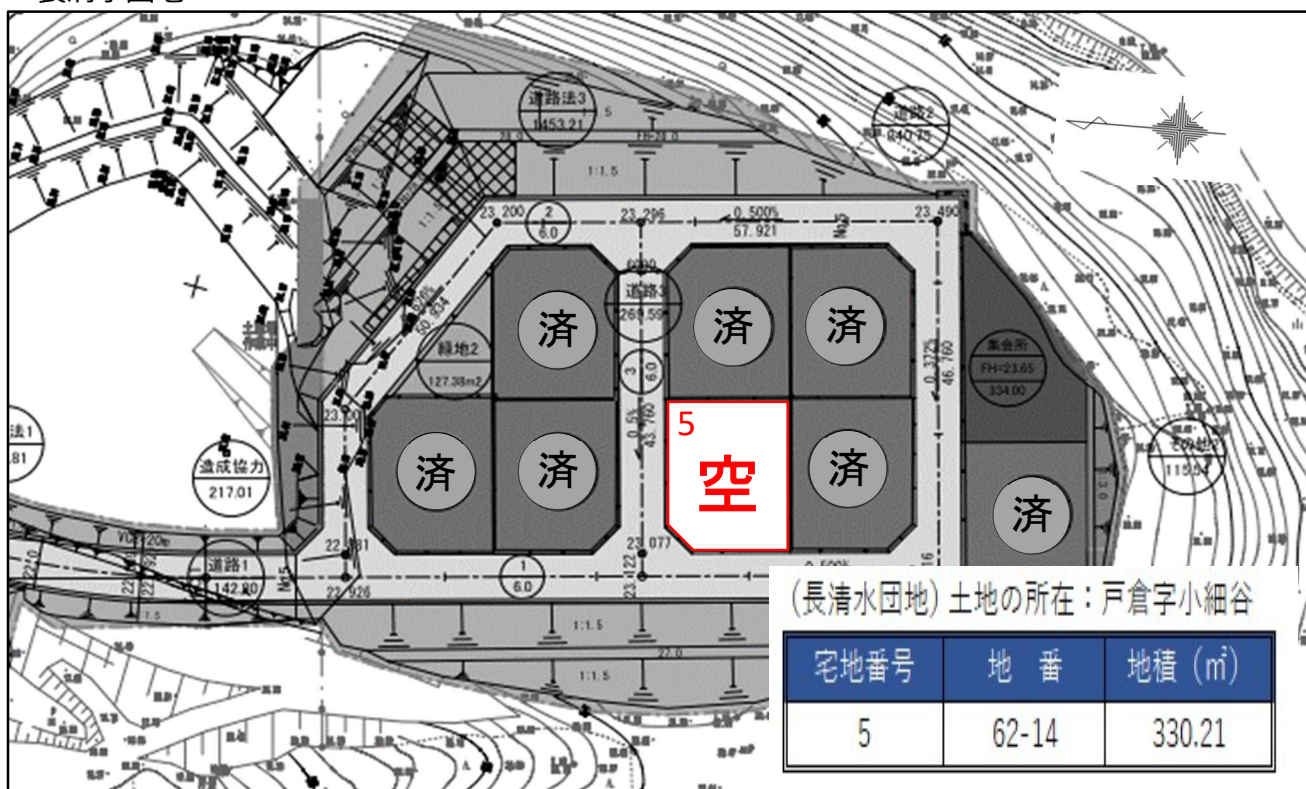
(R8.10.1 現在)

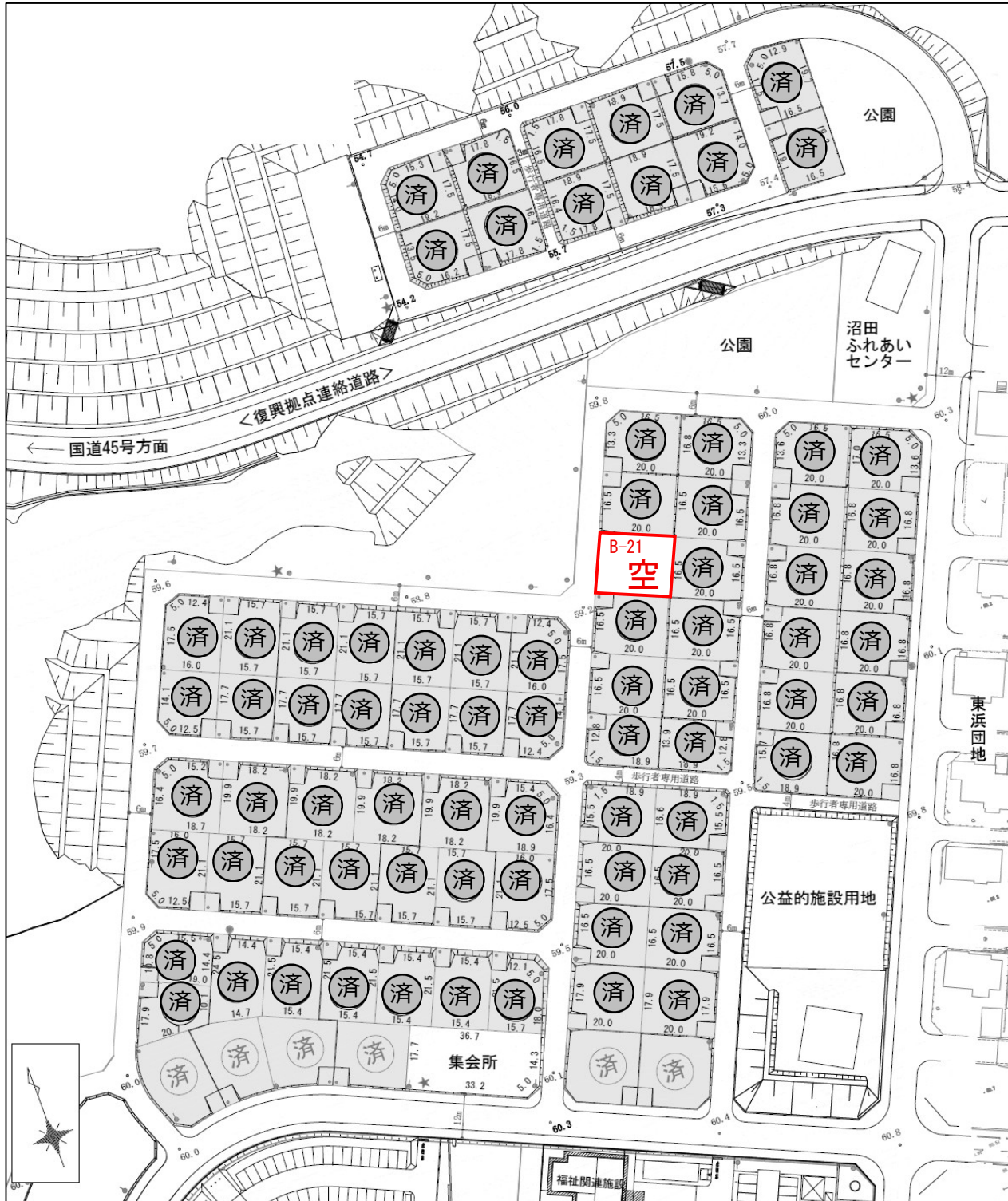
清水団地



長清水団地

(R8.10.1 現在)





（志津川東団地：西ブロック）

土地の所在：志津川字天王山

宅地番号	地番	地積(m ²)
B-21	38-117	330.58

